

城東台学区社会福祉協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、城東台学区社会福祉協議会（以下「協議会」）という。

(構成)

第2条 この会は、城東台学区の関係団体の役員で構成する。

(事務所)

第3条 この会の事務所を岡山市東区城東台西三丁目6-1に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 城東台学区における高齢者等の福祉及び日常生活の質の向上の推進を図ることを目的とする。

(活動)

第5条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 高齢者等の福祉増進に資する活動
- 2) 高齢者等の日常生活の質の向上に資する活動
- 3) その他、協議会の目的を達成するための活動

第3章 役員

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

顧問 1名 会長 1名 副会長 若干名 会計 1名
事務局 若干名 監事 2名

(役員を選出)

第7条 役員は次の方法で選出する。

- 1) 顧問は連合町内会長とする。
- 2) 会長は顧問の推薦により、総会の承認を得て決定する。
- 3) 副会長及び他の役員は会長が指名し、総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1) 会長はこの協議会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその仕事を代行する。
- 3) 事務局は会長の指示を受けて、庶務を司る。
- 4) 会計は、会計事務に従事する。
- 5) 監事は、会計監査他会長及びその他役員の仕事執行状況を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は次のとおりとする。

- 1) この会の役員の任期は1年とするが、再任は妨げない。
- 2) 役員に欠員が生じたときは、第7条により補充することができる。この場

合、補充された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議の種類)

第10条 この会の会議は総会及び執行部会とする。

(会議の構成)

第11条 会議の構成は次のとおりとする。

- 1) 総会はこの会を構成する関係団体の役職員をもって構成する。
- 2) 執行部会は会長、副会長、事務局をもって構成する。
- 3) 会長は必要に応じて関係者を加えることができる。

第5章 会計

(経費)

第12条 この会の必要な経費は、助成金及び寄付金、その他をもって充てる。

(会計年度)

第13条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 会則の改廃

(会則の改廃)

第13条 本会則は、総会の決議により変更することができる。

附則 この会則は、令和2年4月26日から施行する。

附則 この協議会を構成する城東台学区の関係団体は次のとおりとする。

城東台学区連合町内会、西町内会、東町内会、南町内会、民生・児童委員会、
城東台学区女性部、城東台さつき会、悠々会、城東台グラウンドゴルフ、城東
台みんなの互助会